

平成 28 年（2016 年）熊本地震 に対する義援金の受け入れ

今般の熊本地震の発生を受け、在メルボルン日本国総領事館では、義援金^{*1}受け入れ口座を以下の通り開設致しました。お受けした義援金は、当館より日本赤十字社宛に送金致しますが、当館による日本赤十字社宛義援金の受付は、6月30日をもって終了致します^{*2}。

銀行名: Westpac

支 店: 114 William Street, Melbourne

B S B: 033003

口座名: CONSULATE-GENERAL OF JAPAN - MELBOURNE

口座番号: 522462

^{*1} 義援金：日本赤十字社より被災した自治体の義援金配分委員会等に送付され、右委員会などを通じて被災者等に義援金として支払われるもの。

義援金に対する領収書が必要な方は、入金の際にお知らせ願います。但し、当館は豪州国において慈善団体としての登録を受けておりませんので、当館発行の領収書は所得税控除の対象にはなりません。

^{*2} なお、ご希望がございましたら日本赤十字社宛ではなく、日本政府宛の送金も可能ですので、当館までご連絡下さい。日本政府への義援金送金については、平成30年3月31日まで上記口座で受け入れております。

また、熊本県や大分県に対して救援金を直接送付されたい方は、下のリンクをご参照下さい。日本赤十字社への海外からの直接の支援については、6月15日をもって受付終了となりました。

熊本県 https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_15416.html

大分県 <http://www.pref.oita.jp/soshiki/12030/h28-4jisin.html>